

2023 年人事院勧告について（談話）

2023年8月7日

日本医療労働組合連合会

書記長 森田 進

人事院は本日、2023年度の国家公務員給与に関し、官民較差「0.96%」に基づく月例給の改定と、一時金については0.10月引上げなどを柱とした、引き上げ勧告を行った。

高卒初任給を12,000円、大卒初任給を11,000円それぞれ引き上げ、医療職（三）表の高卒後3年課程修了看護師初任給を13,900円、福祉職初任給を12,800円引き上げた。そして俸給表全体の改定を行ったが、若年層に厚く配分し、それ以外の引き上げ額との格差をつける改定となっている。初任給改定額程度が全年齢層の引き上げになっているならまだしも、全体で1.0%にも満たないベースアップ額では、この間の物価上昇にも及ばず、さらに子育て世代で負担感の強い教育費や高等教育の高学費を賄える賃金水準とはならず、多額の奨学金返済を抱えて社会人となる学生が多い異常な事態をさらに広げることとなる。改めて生計費原則にもとづく勧告を行うことを強く求める。そして、ケア労働者の賃上げの必要性を政府自ら公言しているにもかかわらず、医療職も福祉職もわずかな賃上げにとどまっており、人事院勧告に強く影響を受ける医療・介護・福祉労働者の賃上げ実現にとって極めて不十分な勧告である。

一時金では年間0.1月の引き上げ（期末手当0.05月、勤勉手当0.05月）を勧告した。我々も昨年の勧告に対して強く批判した成績査定分に相当する勤勉手当にのみの配分をしてきた点を見直したことは改善面とみるが、そもそもの引き上げ額が低水準である。わずかな月例給に加えてわずかな一時金引き上げでは、繰り返しの主張となるが、この間の猛烈な物価上昇に追いつかず、労働者の生活実態を顧みない改定であると指摘せざるを得ない。

先進諸国の中では、世界的な物価上昇の中で労働者の賃上げも物価上昇を上回る引き上げとなっている中、大企業を中心に労働者の賃上げ抑制姿勢が続いており、23春闘でも物価上昇率を下回る賃上げに留まっている。大企業で働く多数の労働者を組織する労働組合のナショナルセンターである連合が大幅賃上げを求めない姿勢も問題であるが、その民間の賃上げ結果の中でしか勧告をしない人事院の姿勢に対しても強く抗議する。低水準に留まった中央最低賃金審議会の地域最賃改定目安額と相まって、このような国の姿勢を続けていては貧困国日本の道を突きすすむだけである。いまこそ、生計費原則に基づき、数年続く物価上昇や消費税増税が家計に与えてきた影響を鑑み、地域最賃と900万人労働者に影響するといわれる国家公務員給与の大幅引き上げを国の責任で実施すべきである。民間の賃上げを待つのではなく、国の政策として公務員賃金の引き上げを率先して行い、中小企業支援と併せて、労働者全体の賃上げに結び付けていくという立場で、来年まで待たずに、使命をもって再勧告を早急に実施することを強く求める。

医療・介護・福祉労働者の賃金は、他産業と比べても依然として低く、そのことが深刻な人手不足の要因にもなっている。そして現在、どの産業にも人員不足の事態が広がり、とりわけ低賃金職場での人手不足は深刻である。国民生活を改善させるためにも、賃金水準の抜本的な引上げや大幅増員など労働環境の改善が必要であり、国策としての公務労働者の処遇改善にしっかりと向かう事を重ねて強く求めるものである。

以上